

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則案 要綱について

I. 趣旨

今般、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「法」という。）が成立し、本年 10 月 1 日から施行されることに伴い、認定職業訓練の認定基準、認定職業訓練実施奨励金の支給方法、職業訓練受講給付金の支給基準等、その施行に必要な事項を定めるもの。

II. 概要

1 認定職業訓練

(1) 職業訓練の認定基準

① 訓練を行う者 次のいずれにも該当するものであること。

ア) 法第4条第1項の認定を受けようとする職業訓練（以下（1）において「申請職業訓練」という。）について、当該申請職業訓練を開始しようとする日から遡って1年間において、当該申請職業訓練と同等の内容の職業訓練を適切に実施したことがあること。

イ) これまで実施した訓練の実績が次の（1）から（4）までのいずれかに該当しないこと。

(1) 過去に申請職業訓練と同分野に係る認定職業訓練を行った際、当該認定職業訓練の修了者の就職率が

- ・基礎コース：45%未満
- ・実践コース：50%未満

であり、過去3年以内に同一の都道府県の区域内で行った同分野に係る認定職業訓練の修了者の就職率が同様の水準とならなかったことがないこと。

(2) その行った認定職業訓練に関する就職状況報告書において、(1)の就職率を下回った場合において、当該報告書を提出した後初めて機構に職業訓練の認定を申請する際、就職率の改善に関する計画を提出したこと。

(3) 過去に申請職業訓練と同分野に係る認定職業訓練等を行った場合にあっては、当該認定職業訓練等の修了者の就職率が

- ・基礎コース：30%未満
- ・実践コース：35%未満

でないこと。

(4) 過去に行った同分野に係る⑤の就職状況の報告における訓練修了者等の状況の把握率が80%未満でないこと。

ウ) 国、地方公共団体、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人、独立行政法人及び地方独立行政法人でないこと。

エ) 当該申請職業訓練に関する帳簿を適切に保存すること。

- オ) 受講者の個人情報を取り扱う際には、当該者の権利利益を侵害することのない管理運営を行うものであること。
- カ) 申請職業訓練が行われる施設ごとに、当該施設において行われる職業訓練の適正な実施の管理に係る責任者を配置すること。
- キ) 申請職業訓練に係る苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。
- ク) エ) からキ) までに掲げるもののほか、申請職業訓練の適正な実施を確保するための措置を講ずること。
- ケ) 認定の取消しを受けてから5年を経過しない者でないこと、暴力団員等でないこと等一定の欠格要件に該当しないこと。

②対象者

雇用保険の給付を受給できない求職者等であって、公共職業安定所長の指示を受けたものを対象とするものであること。

③教科

ア) 対象となる教科

その科目が就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。

イ) 対象とならない教科

- (1) 社会通念上、職業能力の開発及び向上に相当程度資するものであると認められないもの。
- (2) 当該教科に係る知識及び技能の習得が、特定求職者の一層安定した雇用に結びつくことが期待し難いと認められるもの。
- (3) 法令に基づく資格等に関するものその他特定求職者の就職に資する職業訓練として適当でないものと認められるもの。

④就職状況の報告

当該認定職業訓練の終了日から起算して4か月以内の間に、同日から起算して3か月以内に就職した修了者の数その他の就職に関する状況を、機構に報告すること。

⑥訓練期間

3か月以上6か月以下で、訓練内容に照らして適切な期間であること。

⑦訓練時間

1日5～6時間を標準とし、1か月100時間以上とすること。

⑧訓練生の数

おおむね10人から30人までとすること。

⑨習得状況の評価

訓練期間1月ごとに少なくとも1回及び訓練終了前に、習得された技能及びこれに関する知識の適正な評価を行い、評価結果をジョブ・カードに記載すること。

⑩費用

入学料及び受講料は無料であること。また、受講者が所有することとなる教科書その他当該申請職業訓練の受講に係る費用としてあらかじめ明示したものを除き、無料であること。

⑪講師

教科の科目に応じ当該科目の職業訓練を効果的に指導できる専門知識、能力及び経験を有する者であって、申請職業訓練を適正に運営することができ、かつ、担当する科目の内容について指導等の業務に従事した十分な経験を有するものであること。

⑫キャリア・コンサルティングの実施

申請職業訓練を受ける求職者に対してキャリア・コンサルティングを行う担当キャリア・コンサルタントを施設内に配置し、当該職業訓練を受ける求職者に、当該キャリア・コンサルティングを訓練期間中に3回以上受けさせること。

⑬就職支援

- ア) 求職者の就職の支援に関する措置に係る就職支援責任者を配置すること。
- イ) 特定求職者の就職の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
 - (1) 職業相談
 - (2) 求人情報の提供
 - (3) 履歴書の作成に係る指導
 - (4) 公共職業安定所が行う就職説明会の周知
 - (5) 公共職業安定所への訪問指示
 - (6) 求人者に面接するに当たっての指導
 - (7) ジョブ・カードの作成及び交付
 - (8) その他申請職業訓練を受ける求職者の就職の支援のため必要な措置

⑭災害補償

職業訓練を行う際災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講ずるものであること。

⑮その他

特定求職者の就職に資する職業訓練としての適正な実施を確保するために必要な措置を講ずるものであること。

(2) 認定職業訓練実施奨励金の支給

- ① 認定職業訓練を行う者に対する助成として、認定職業訓練実施奨励金を支給するものとし、同奨励金は、認定職業訓練実施基本奨励金及び認定職業訓練実施付加奨励金とすること。
- ② 認定職業訓練実施基本奨励金の支給内容
 - ア) 基礎訓練の場合
 - 次の(1)及び(2)に掲げる基本奨励金支給単位期間(訓練開始日から一月ごとに区切った期間をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定

める額を合算した額とすること。

(1) (2)以外の基本奨励金支給単位期間 当該基礎訓練を受けた特定求職者等（出席率が8割を超えた者に限る。(2)及びイ)において同じ。)1人につき6万円に当該基礎訓練の基本奨励金支給単位期間の数を乗じて得た額

(2) 基本奨励金支給単位期間の日数が28日未満である基本奨励金支給単位期間 当該基礎訓練を受けた特定求職者等1人につき3,000円に当該支給単位期間における訓練日数を乗じて得た額

イ) 実践訓練の場合

次の(1)及び(2)に掲げる基本奨励金支給単位期間の区分に応じ、それぞれ

(1)及び(2)に定める額を合算した額

(1) (2)以外の基本奨励金支給単位期間 当該実践訓練を受けた特定求職者等1人につき5万円に当該実践訓練の基本奨励金支給単位期間の数を乗じて得た額

(2) 基本奨励金支給単位期間の日数が28日未満である基本奨励金支給単位期間 当該基礎訓練を受けた特定求職者等1人につき2,500円に当該支給単位期間における訓練日数を乗じて得た額

③ 認定職業訓練実施付加奨励金の支給内容

認定職業訓練実施付加奨励金は、ア)に該当する者に対して、イ)に定める額を支給するものとする。

ア) 実践訓練に係る認定職業訓練実施基本奨励金を受ける者の終了後三ヶ月経過時点における就職率（雇用保険法の被保険者となった者及び雇用保険の適用事業主である者の合計数が修了者等に占める割合をいう。イ)において同じ。）がイ) (1)又は(2)に掲げる率に該当するものを行ったもの

イ) 次に掲げる就職率の区分に応じ、次に定める額

(1) 45%以上 55%未満 実践訓練を修了した者及び就職を理由として中退した者（以下「実践訓練修了者等」という。(2)において同じ。)1人につき1万円に当該実践訓練の支給単位期間の数を乗じて得た額

(2) 55%以上 実践訓練修了者等1人につき2万円に当該実践訓練の支給単位期間の数を乗じて得た額

2 職業訓練受講給付金

(1) 種類

職業訓練受講給付金は、職業訓練受講手当及び通所手当とすること。

(2) 給付要件、額等

① 職業訓練受講手当は、認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（訓練開始日から一月ごとに区切った期間をいう。）において、次のいずれにも該当する場合に支給

するものとする。

ア) 当該特定求職者の収入の額が8万円以下であること。

イ) 当該特定求職者並びに当該特定求職者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母（以下「同居配偶者等」という。）の収入の額を合算した額が25万円以下であること

ウ) 当該特定求職者並びに同居配偶者等の所有する金融資産の合計額が300万円以下であること

エ) 当該特定求職者が現に居住している土地・建物以外に、土地・建物を所有していないこと

オ) 当該特定求職者が認定職業訓練等の全ての実施日に訓練を受講していること（やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあっては、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が8割以上であること）

カ) 同居配偶者等が職業訓練受講手当の支給を受けた訓練を受講していないこと

キ) 過去3年以内に偽りその他の不正の行為により、失業等給付、雇用保険二事業の給付金又は職業転換給付金等の支給を受けたことがないこと

② 職業訓練受講手当の額は、給付金支給単位期間の区分に応じて、以下のとおりとする。

ア) イ) 以外の給付金支給単位期間 10万円

イ) 給付金支給単位期間の日数が28日未満の給付金支給単位期間（以下「端数がある給付金支給単位期間」という。） 3,580円に当該給付金支給単位期間の日数を乗じて得た額

③ 職業訓練受講手当は、1の認定職業訓練等について、12（公共職業安定所長が特に必要と認める場合は、24）の支給単位期間分を限度として、支給すること（端数がある給付金支給単位期間については、これを合算して計算）。また、基礎訓練から公共職業訓練までの連続した受講（公共職業安定所長が認定したものに限る。以下「連続受講」という。）の場合は、合算して、12（公共職業安定所長が特に必要と認める場合は、24）の支給単位期間分を限度として支給すること。

④ 通所手当は、職業訓練受講手当の支給を受ける特定求職者に、以下の額を支給するものとする。

ア) 公共交通機関を利用する場合、月の運賃相当額（定期の価格）を支給（定期がない場合は、通所21回分の運賃の額の支給）（月額42,500円上限）

イ) 自動車等を使用する場合、距離、地域に応じ定額

ウ) 端数がある給付金支給単位期間については、当該給付金支給単位期間の日数を28で除して得た割合を、上記の額に乗じて得た額

(3) 不支給

① 現に受講している認定職業訓練等の直前の職業訓練受講給付金の支給を受け

た認定職業訓練等に係る職業訓練受講給付金の支給を受けた最初の給付金支給単位期間の初日から6年を経過しない特定求職者には、職業訓練受講手当を支給しないものとする。ただし、連続受講の場合における公共職業訓練は例外とし、(3)③の不正受給をした者については、9年とすること。

② 正当な理由なく、公共職業安定所長の就職支援の指示に従わなかったときは、従わなかった日の属する給付金支給単位期間以降、職業訓練受講給付金を支給しないものとする。

③ 偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受け、又は受けようとした者には、支給を受け、又は受けようとした日の属する給付金支給単位期間以降、職業訓練受講給付金を支給しないものとする。

(4) その他

職業訓練受講給付金の支給を受ける特定求職者に対して行う資金の貸付けに係る保証を行う法人に対して、当該保証に要する費用の一部補助を行うこととするほか、職業訓練受講手当の支給手続等を定める。

3 就職支援計画書の交付等

① 就職支援計画書は、当該特定求職者が受講する認定職業訓練等、職業指導及び職業紹介、公共職業安定所への来所日、就職状況の報告等を記載するものとする。

② 法第11条第3号の措置は、認定職業訓練を行う者による就職支援の措置とすること。

4 その他職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の施行のための所要の規定の整備

都道府県労働局長等への権限委任、各種様式、法附則第3条第1項の規定により独立行政法人雇用・能力開発機構が行う相当認定業務等について所要の規定の整備を行う。

5 職業訓練の認定に係る厚生労働省令で定める基準の特例

平成24年3月31日までの間に青森県、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県に所在する施設において開始される車両系建設機械の修了資格の取得に係る職業訓練について特例を定める(10日以上1か月以下で1月50時間の訓練を認定、奨励金の額については1人12万円)。

6 その他関係省令の整備

Ⅲ. 施行期日

平成 23 年 10 月 1 日（一部の規定については、公布日から施行。）